令和３年度自動車環境総合改善対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅰ（電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ、充電設備等の導入）

○手続きの流れ

(1) 事業計画書の提出≪運用方針第１号様式≫
補助金の申請には『補助事業の認定』を受ける必要があります。

申請期間：令和３年４月５日（月）～４月２３日（金）

(2) 交付申請書の提出≪交付要綱第１号様式≫
補助事業の認定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口に提出して下さい。

申請期限：認定通知書到着後２０日以内（原則）

(3) 実績報告書≪交付要綱第１１号様式≫、
詳細実績報告書≪運用方針第３号様式≫**の提出**
補助金の交付決定通知を受け、補助事業が終了（補助対象自動車の導入後約１か月の実証運行を実施した）後、以下の期限までに実績報告書を窓口に提出して下さい。
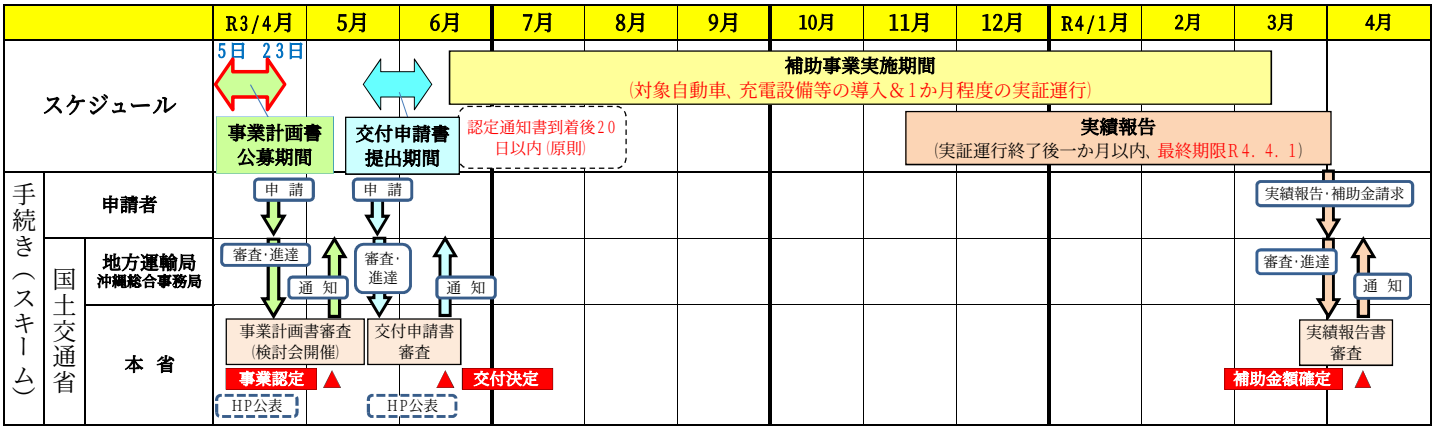
提出期限：事業終了日から３０日以内
又は令和４年４月１日のいずれか早い日まで